

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 設置要綱の一部改正（案）について

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正（案）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、タクシー事業を営業者をいう。</p> <p>2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において、「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。</p>	<p style="text-align: center;">甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、タクシー事業を営業者をいう。</p> <p>2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において、「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。</p>

4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域の実施に係る連絡調整

準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は**平成29年1月26日**までとする。

(注)(1)～(4)は法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同条第2項に規定する構成員

(1) 関係地方公共団体の長

山梨県知事又はその指名する者

4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域の実施に係る連絡調整

準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は**平成27年9月30日**までとする。

(注)(1)～(4)は法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同条第2項に規定する構成員

(1) 関係地方公共団体の長

山梨県知事又はその指名する者

<p>甲府市長又はその指名する者 甲斐市長又はその指名する者 中央市長又はその指名する者 昭和町長又はその指名する者</p> <p>(2) タクシー事業者等 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長 山梨県タクシー協会甲府支部 正副支部長</p> <p>(3) 労働組合 全国自動車交通労働組合総連合会山梨地方連合会を代表する者 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者</p> <p>(4) 地域住民の代表 甲府市自治会連合会 会長 甲斐市自治会連合会 会長 甲府市消費者協会 会長</p> <p>(5) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) その他協議会が必要と認める者 山梨労働局長又はその指名する者 山梨県警察本部長又はその指名する者</p> <p>2 協議会は、前項(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。</p> <p>3 協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出るものとする。ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者につ</p>	<p>甲府市長又はその指名する者 甲斐市長又はその指名する者 中央市長又はその指名する者 昭和町長又はその指名する者</p> <p>(2) タクシー事業者等 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長 山梨県タクシー協会甲府支部 正副支部長</p> <p>(3) 労働組合 全国自動車交通労働組合総連山梨地方連合会を代表する者 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者</p> <p>(4) 地域住民の代表 甲府市自治会連合会 会長 甲斐市自治会連合会 会長 甲府市消費者協会 会長</p> <p>(5) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) その他協議会が必要と認める者 山梨労働局長又はその指名する者 山梨県警察本部長又はその指名する者</p> <p>2 協議会は、前項(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。</p> <p>3 協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出るものとする。ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の15日前までに申し出があった者につ</p>
---	---

いて、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等に示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長を置き、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には、事務局長を置き、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として、会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合は、それぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関係地方自治体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構

いて、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等に示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長を置き、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には、事務局長を置き、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として、会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合は、それぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関係地方自治体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の

成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) 及び から までに掲げる要件を満たしていること。

準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件全て満たすことをもって行う。

構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) 及び から までに掲げる要件を満たしていること。

準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(5) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件全て満たすことをもって行う。

会長が合意すること。

合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

及び 以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 1 1 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的開催することとする。
- 1 2 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 1 3 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会の開催日の**4 5 日前**までにその旨を公表するものとする。
- 1 4 協議会は原則として公開とする。
- 1 5 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 1 6 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「**3 0 日前**」とあるのは「3 日前」とし、第5条第1 3 項中の「**4 5 日前**」とあるのは「1 0 日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

会長が合意すること。

合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

及び 以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 1 1 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的開催することとする。
- 1 2 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 1 3 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会の開催日の**3 0 日前**までにその旨を公表するものとする。
- 1 4 協議会は原則として公開とする。
- 1 5 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 1 6 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「**1 5 日前**」とあるのは「3 日前」とし、第5条第1 3 項中の「**3 0 日前**」とあるのは「1 0 日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、
会長が協議会に諮り定める。

附則 平成 2 3 年 7 月 5 日 一部改正

附則 平成 2 4 年 1 2 月 1 7 日 一部改正

附則 平成 2 6 年 1 月 2 2 日 一部改正

附則 平成 2 6 年 2 月 2 5 日 一部改正

附則 平成 年 月 日 一部改正

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、
会長が協議会に諮り定める。

附則 平成 2 3 年 7 月 5 日 一部改正

附則 平成 2 4 年 1 2 月 1 7 日 一部改正

附則 平成 2 6 年 1 月 2 2 日 一部改正

附則 平成 2 6 年 2 月 2 5 日 一部改正

タクシー事業の適正化・活性化に係る 取組みの状況

1. タクシー事業の現状

1. 特定事業計画の認定申請状況及び認定状況について (平成27年3月31日現在)

地域計画合意	事業者数 (H27.3末)	申 請				認 定			
		申請者数	うち事業再構築を定めた者			申請者数	うち事業再構築を定めた者		
			申請者数	減車数	休車数		申請者数	減車数	休車数
H22.3.10	22	22	13	22	10	22	13	22	10

基準車両数 ①	事業再構築 減休車数②	一般減車数 ③	期間限定減車数 ④	事業廃止によ る減車⑤	現在車両数 ①-②-③-④-⑤
407	10	1	1	0	395

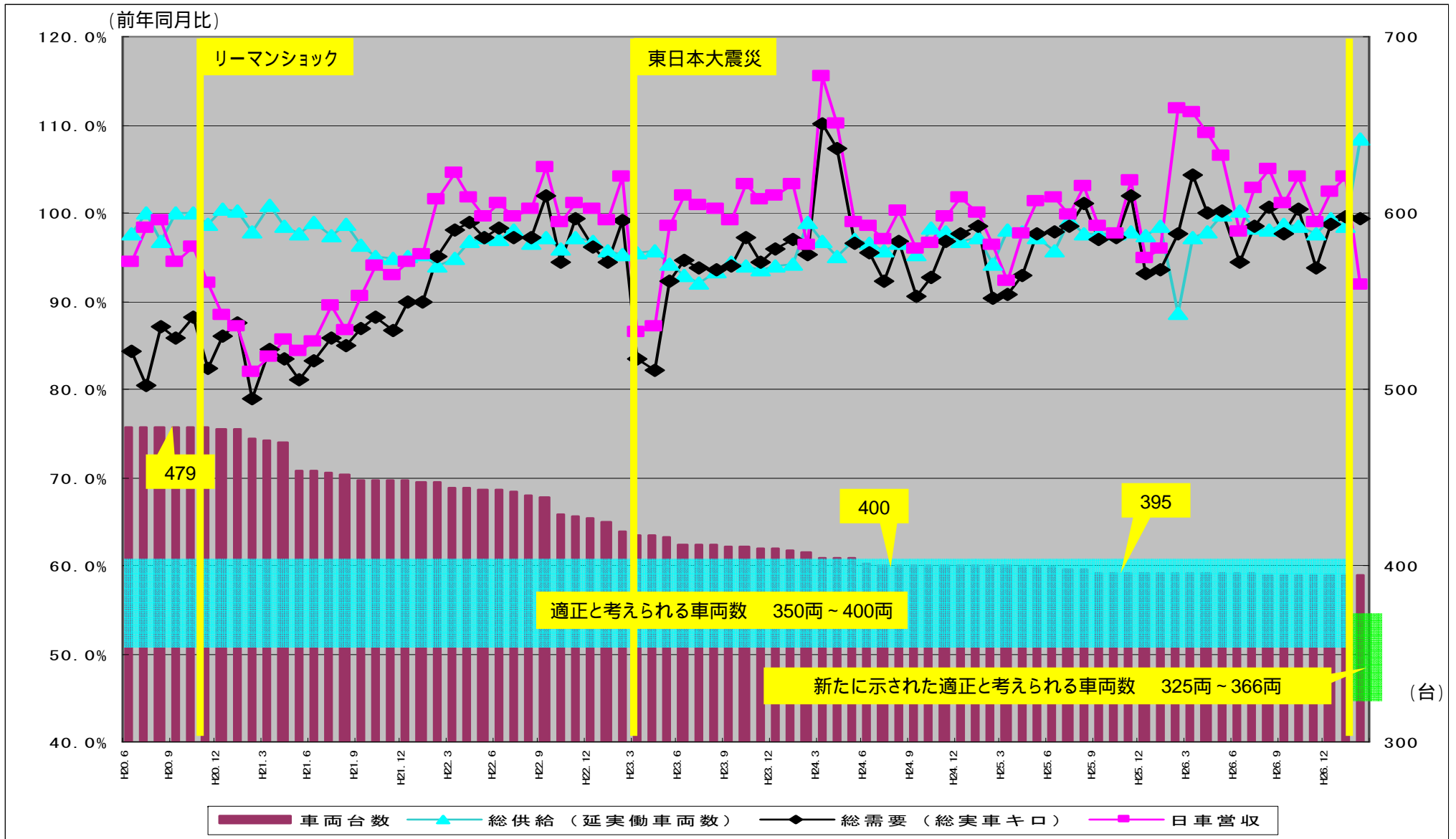
基準車両数 ①	現在車両数 ②	減車率 ②/①	地域計画に示された基準車両数と 適正と考えられる車両数との乖離	適正車両数
407	395	2.9%	10.0%~20.1%	325~366

旧特措法時の基準車両数と適正車両数(平成26年1月22日)

基準車両数 ①	事業再構築 減休車数②	一般減車数 ③	期間限定減車数 ④	事業廃止によ る減車⑤	現在車両数 ①-②-③-④-⑤
479	32	25	1	25	396

基準車両数 ①	現在車両数 ②	減車率 ②/①	地域計画に示された基準車両数と 適正と考えられる車両数との乖離	適正車両数
479	396	17.3%	16.5%~26.9%	350~400

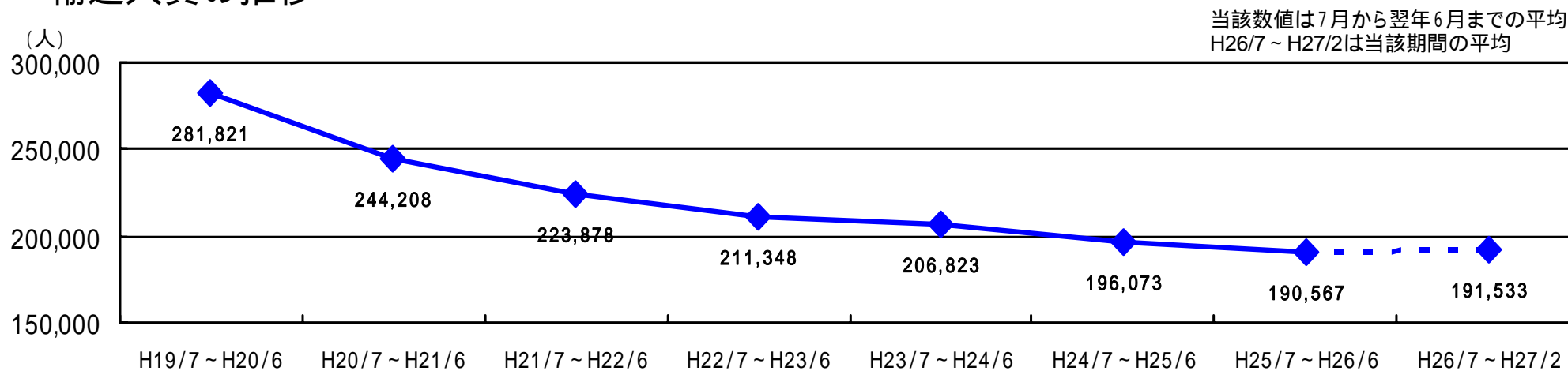
2.車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移



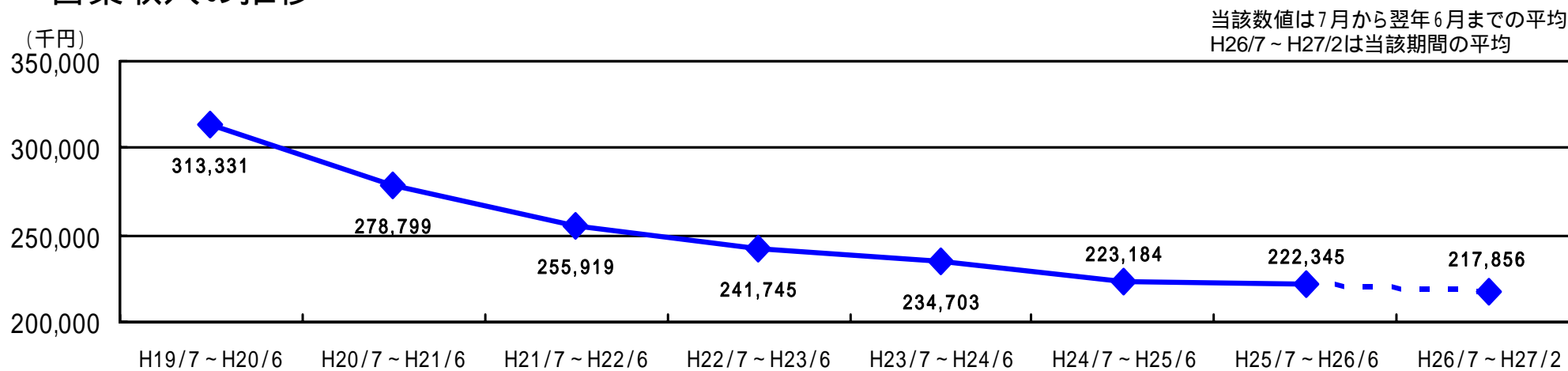
3.各種指標の比較

1 / 3

輸送人員の推移



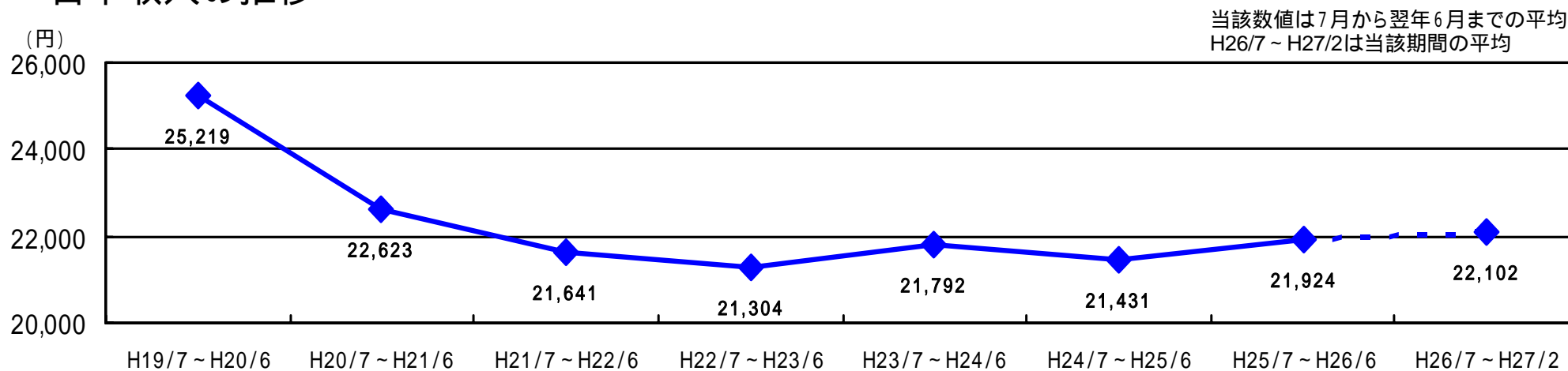
営業収入の推移



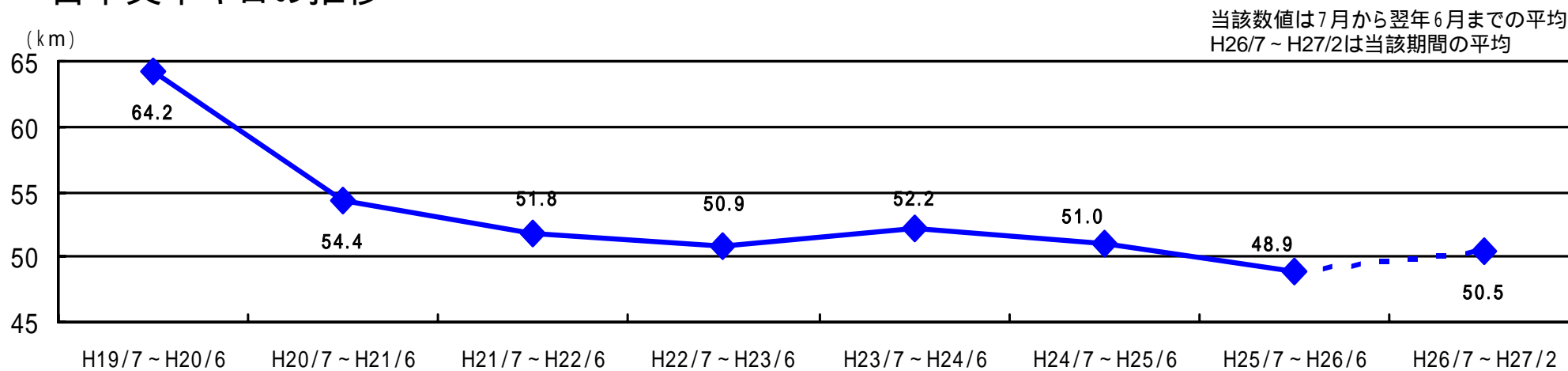
3.各種指標の比較

2 / 3

日車収入の推移



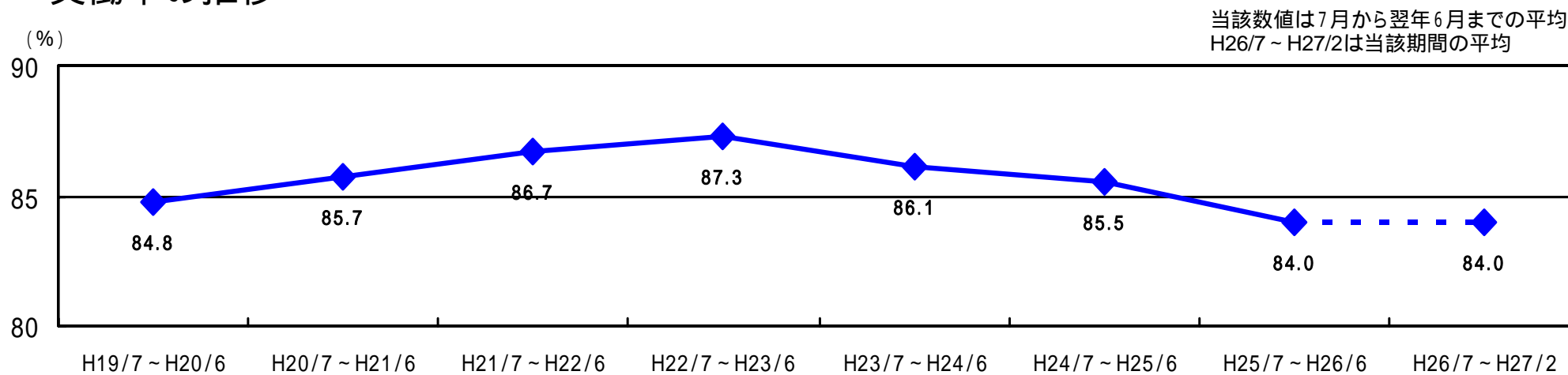
日車実車キロの推移



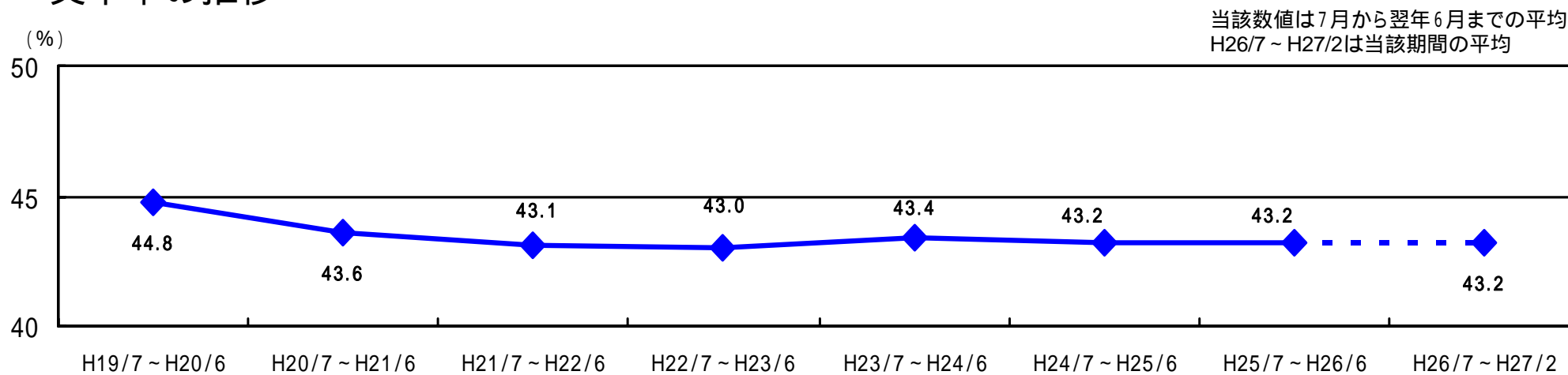
3.各種指標の比較

3 / 3

実働率の推移



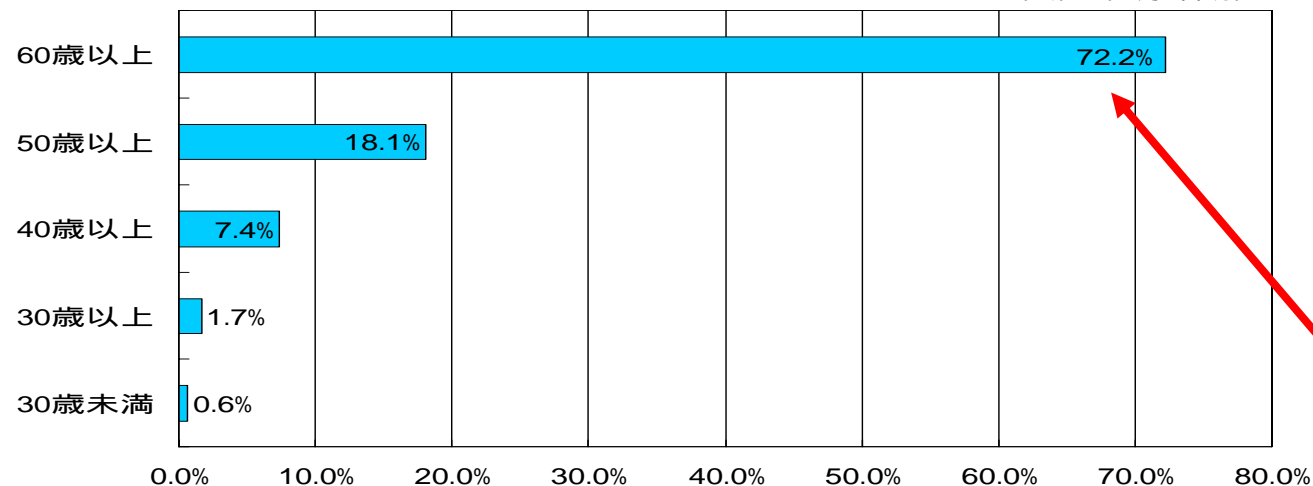
実車率の推移



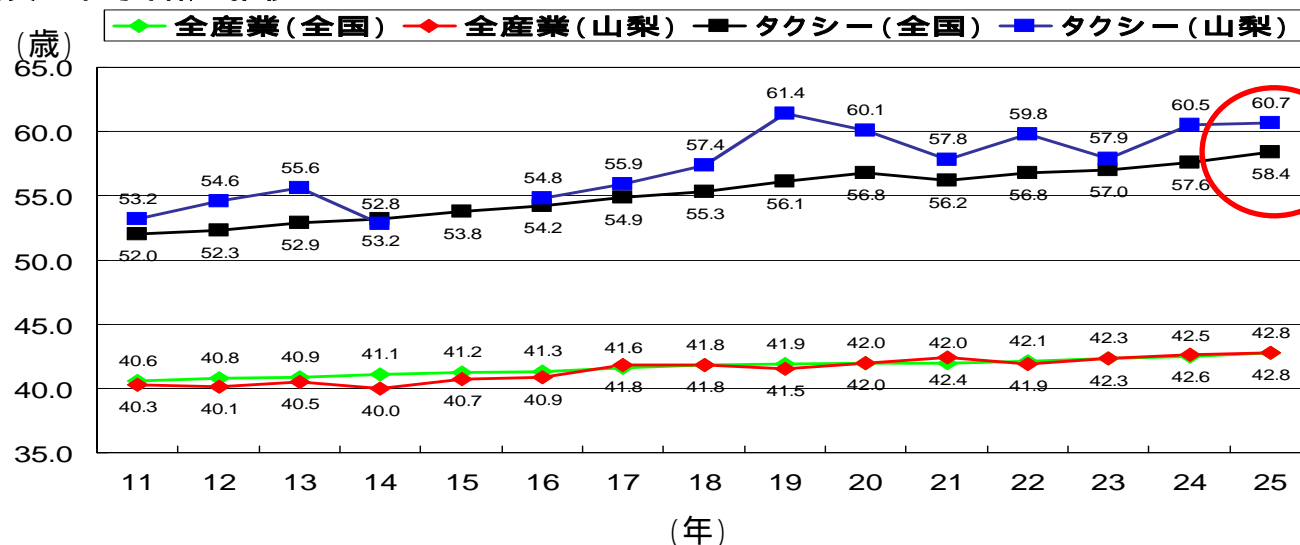
4. タクシー運転者の年齢構成・平均年齢

乗務員の年齢別構成

平成27年4月1日現在



乗務員の平均年齢の推移



ドライバーの高年齢化が進展

【資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」】
【山梨県タクシー協会調べ】

2. 地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取り組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

【接客サービス向上のための研修会の実施（乗務員）】

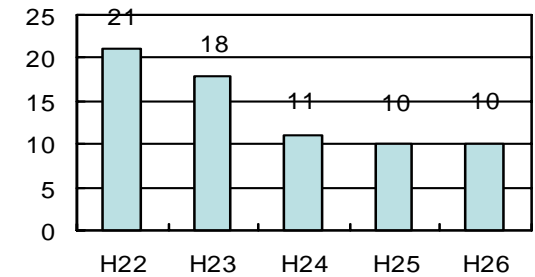
ドライバーの評価は社会や地域全体の評価にもつながり、お客様と地域を結びつける重要な役割を果たすことから接客サービス向上研修会を実施し、ドライバー全体のレベルアップを図っている。

●乗務員研修会

年度	受講者数	研修内容
平成22年度	615人	・お客様の共感を呼ぶ接客・接遇について ・苦情に関する具体的事例について ほか
平成24年度	844人	・「第28回国民文化祭・やまなし2013」の概要について ・接客マナーの向上について ほか
平成26年度	539人	・外国人観光客への対応について ・薬物乱用防止について



●苦情件数



【資料：山梨運輸支局】



【接客サービス向上のための研修会の実施（経営者・管理者）】

●経営者・管理者研修会

年度	受講者数	研修内容
平成22年度	77人	<ul style="list-style-type: none"> ・最近のタクシー情勢と今後の課題について ・適性診断結果に基づく乗務員の指導について
平成23年度	67人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・山梨県の交通事故状況等について
平成24年度	84人	<ul style="list-style-type: none"> ・「全席シートベルト着用宣言車」について ・「タクシーのおもてなし」について
平成25年度	72人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・山梨県の交通事故状況等について
	71人	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員の運行管理について ・運輸安全マネジメントについて ・点呼の実施方法等に関するグループ別討議について
	82人	<ul style="list-style-type: none"> ・監査方針、行政処分基準等の改正概要について ・最近の監査による行政処分の傾向について
	66人	<ul style="list-style-type: none"> ・運転と健康管理について
平成26年度	68人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・最近の交通事故情勢等について



【ユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進】

ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）とは

ユニバーサルデザインタクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい【みんなにやさしい新しいタクシー車両】であり、誰もが普通に使える一般のタクシーです。

UDタクシーができること

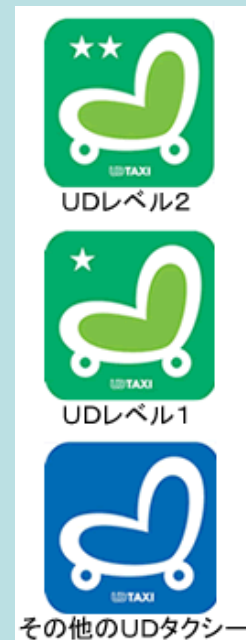
大きな荷物を持った方も
 たくさんの荷物を持った方も
 セダンに乗りにくい服装の方も
 入退院の際の移動に困った方も
 車いすの方も
 小さな子ども連れの方も
 妊娠中の方も



UDタクシー導入実績

平成23年度	1両
平成24年度	4両
平成25年度	2両

【資料：山梨県タクシー協会調べ】



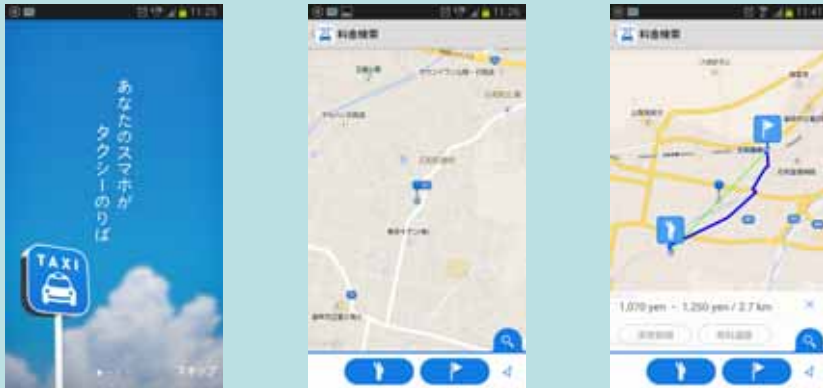
【IT機器対応の配車（スマートフォン配車）】

スマートフォンのGPS機能を使って簡単にタクシーが呼べるサービスです。

【特徴】

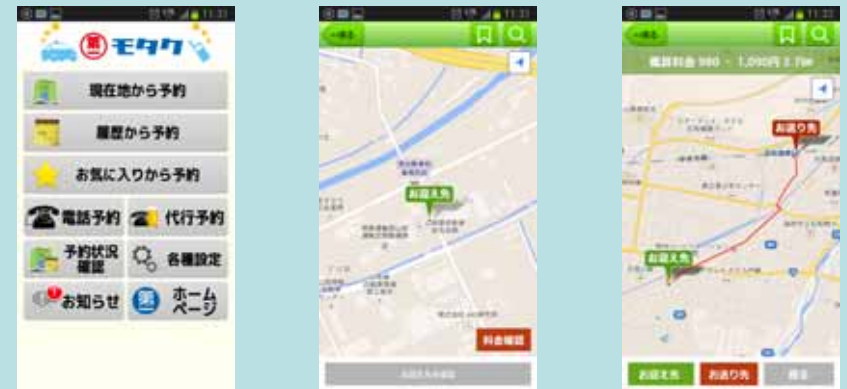
- ・ 端末のGPSから位置を特定し、現在地にタクシーが呼べる
- ・ 時間と場所を指定しての予約が可能
- ・ 出発地から目的地までの概算運賃が計算できる
- ・ おおよそのお迎えの時間が確認できる

【全国タクシー配車】山梨貸切自動車



【平成24年7月から実施】

【モタク】第一交通グループ



【平成26年7月から実施】

【ママサポートタクシーの導入】 第一交通グループ

陣痛時に不安を抱える妊婦さんは多く、万が一の場合のお迎え場所・かかりつけの病院・出産予定日などを事前に登録し、安心して出産を迎える環境を整えるサービスです。

近年の核家族化の社会状況の下で、タクシーがお客様の視点に立ちご要望に応えられるようサービスの充実に努め、地域の信頼を得る「存在価値のあるタクシー」として地域社会の貢献に努める。

対象のお客様
妊娠中の方、子育て中の方

ご利用料金は
通常のタクシー料金



第一交通グループでは、妊娠中や子育て中のお母さんを応援するために、ママサポートタクシーを展開しております。

陣痛がはじまり、ご家族が不在で不安なとき
自宅やかかりつけの病院までの道案内が不安
定期診断や買物が不便
お子様の急な発熱時 etc

平成27年4月5日
山梨日日新聞



助産師研修会



【おしぼりTAXI】

山梨県においては平成23年12月に「おもてなし観光振興条例が施行され、全県民あげて「来県客へのおもてなし」が推進されています。これに合わせ来県客に「目に見えるおもてなしを実行する」方法として、山梨県、甲府・富士吉田商工会議所、やまなし観光推進機構等の協力により「おしぼりTAXI」を実施した。

実施期間 平成26年7月9日から在庫終了まで
配布数 86,400本

おしぼりのパッケージ



安全性の維持・向上

【車内外を録画できるドライブレコーダーの導入】

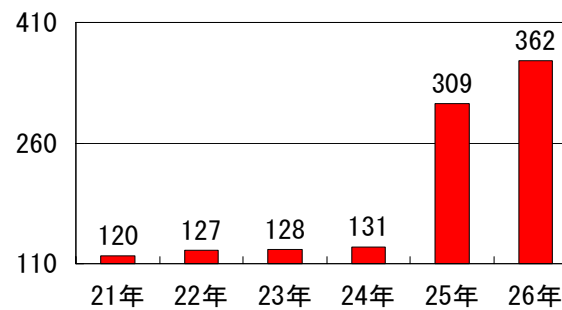
「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減目標を上回る取り組みに向け、ドライブレコーダー一等の導入を図るとともに、これらの機器を活用した安全教育の実施を行い事故防止の徹底を図っている。

ドライブレコーダーの導入により、運転者の安全意識が高まり、抑止効果があるほか、安全教育等にも活用されている。



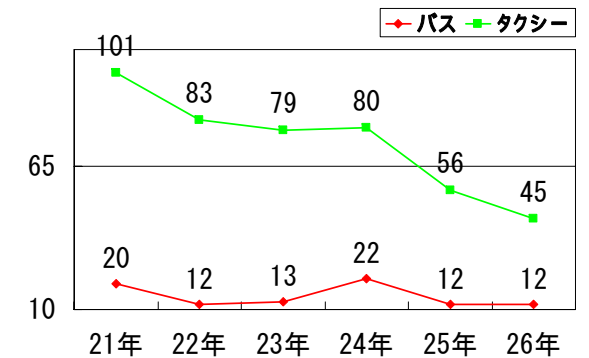
【ドライブレコーダーの画像】

●ドライブレコーダーの導入状況 (山梨県)



【山梨県タクシー協会調べ】

●事業用自動車の交通事故の推移



【資料：山梨県警察本部】

【アルコール検知器の導入】

●アルコール検知器の義務化

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため平成23年5月1日より、運送事業者が運転者に対して実施されている点呼について、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化。

全社導入済み



環境問題への貢献

【電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進】

温室効果ガスの削減を図るため、エコドライブやアイドリングストップの推進により若干ではあるが走行距離が延び、CO2排出量を削減している。また、低公害車等を積極的に導入している。

低燃費LPG車 : 平成22年 燃費基準を達成したクラウンコンフォート等

ハイブリッドタクシー : 内燃機関とモーターの2つの動力を持つ。プリウス等

電気自動車タクシー : NOx、CO2の排出ゼロ。リーフ等



【ハイブリッドタクシー】



【電気自動車タクシー】

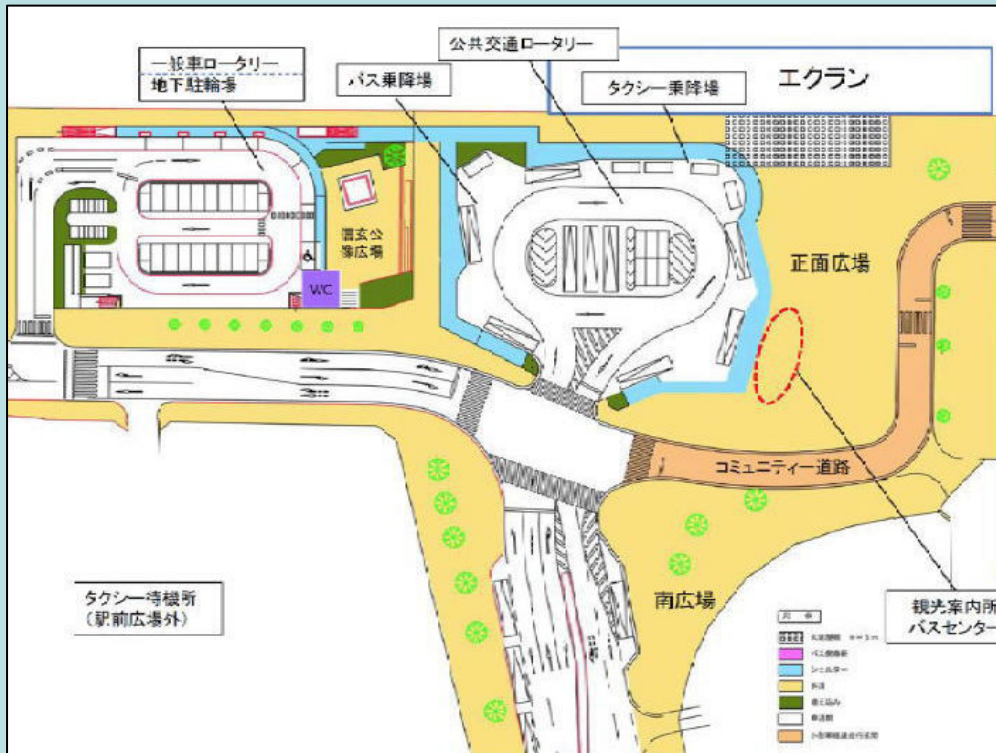
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	計
低燃費LPG車		27	53	40	9	5	134
ハイブリッド車	3	3	6	3	4	3	22
電気自動車			1	4			5

【山梨県タクシー協会調べ】

交通問題、都市問題の改善

【甲府駅南口・ショットガン方式の導入】

山梨県が駅前周辺の再整備を計画しており、駅前広場を有効活用するために公共交通機関と一般車両を分離し利用しやすい広場とするため、タクシープールは駅前から離れた場所へ移設し、ショットガン方式を採用して乗り場への流入を調整する計画である。（平成27年7月実施予定）



※ショットガン方式

ショットガン方式とは、駅周辺における客待ちタクシーの待機列を解消するため、駅乗り場から離れた大規模タクシープールを活用し、タクシーの駅乗り場への流入を調整するシステムのことです。

総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

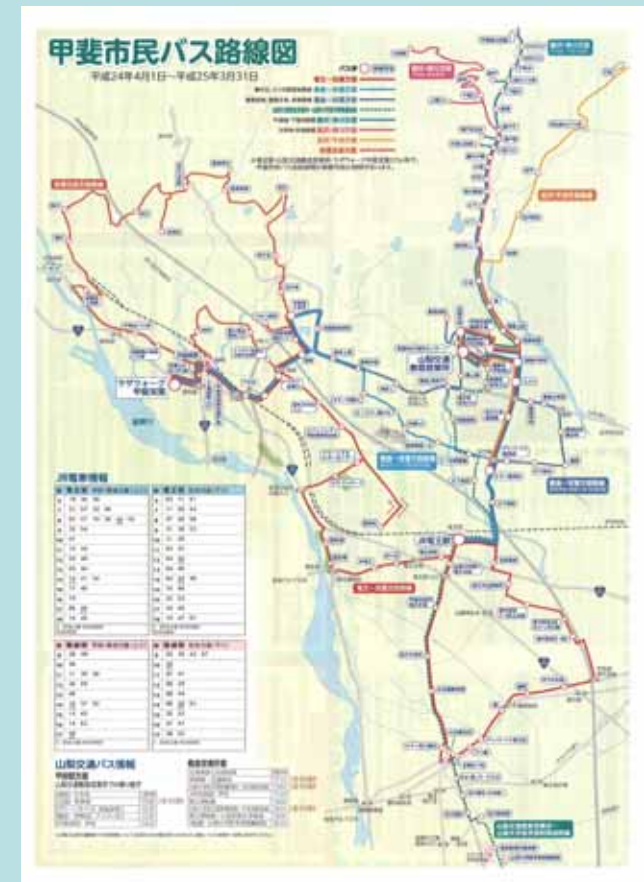
【都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進】

自治体が主催する地域公共交通会議等へタクシー事業者が参画し、高齢者など交通弱者の移動手段の確保、交通不便地域の解消等を図るため地域の関係者と一体的かつ継続的に協議を行う。

●市町村が主催する主催する地域公共交通会議等へタクシー事業者の参画回数

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
甲府市		2	2			
中央市		3	5	2	3	3
甲斐市	1	4	2	2		1

甲斐市では従来から行っていた循環バス、路線バスに加え、市民に親しまれ、より利用しやすい運行サービスとして、乗合タクシーの運行が実現された。



【観光タクシーの運行】

山梨県の観光振興の一つとして、従来から運行していた甲府駅発の観光タクシーのコース及び金額を見直し、平成24年10月1日より新たな観光タクシーをスタートさせた。
また、竜王駅及び東花輪駅からのコースも新設した。

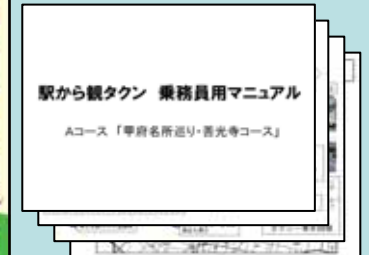
観光タクシーモデルコース

発地	観 光 コ ー ス	【00分】は見学時間	着地	所要時間	車種	運賃
甲府 エ リ ア ・ 湯 村 エ リ ア	A - 昇仙峡コース →昇仙峡滝上【45分】→昇仙峡P→和峠展望台【10分】→		甲府 エ リ ア ・ 湯 村 エ リ ア	2:00	軽車 13,000 大型 12,500 普通 10,000	
	B - ミレーの美術館と昇仙峡コース →県立美術館【50分】→昇仙峡滝上【50分】→昇仙峡P→和峠→			3:00	軽車 19,500 大型 18,500 普通 15,000	
	C - 昇仙峡とワイナリーコース →昇仙峡滝上【60分】→昇仙峡P→サントリー登美の丘【40分】→			3:30	軽車 22,500 大型 22,000 普通 17,500	
	D - 昇仙峡と武田家ゆかりのコース →天神森→（徒歩）【90分】→昇仙峡滝上→武田神社【25分】→善光寺【25分】→恵林寺【50分】→			5:30	軽車 35,500 大型 34,500 普通 27,500	
	E - 甲斐路めぐりコース →武田神社【20分】→信玄の墓【5分】→昇仙峡滝上【60分】→昇仙峡P→サントリー登美の丘【60分】 →県立美術館【60分】→地場産業センター【20分】→善光寺【20分】→			6:30	軽車 42,000 大型 40,500 普通 32,500	
	F - 富士五湖めぐり →河口湖【60分】→山中湖【60分】→西湖【40分】→本栖湖【30分】→精進湖【30分】→			7:30	軽車 48,500 大型 47,000 普通 37,500	
	G - 甲府の夜景コース (18:00~22:00) →山宮(経由)→見晴らし台【10分】→和峠展望台【10分】→			1:00	軽車 6,500 大型 6,300 普通 5,000	
H - 甲斐路南部・考古博物館コース →考古博物館【50分】→象牙美術館【20分】→山崎方代の里【10分】→太陽光発電所【15分】→		3:00	軽車 19,500 大型 18,500 普通 15,000			
竜王 駅	I - 信玄塚と昇仙峡コース →信玄塚【10分】→ドラゴンパーク(経由)→昇仙峡滝上【45分】→昇仙峡P→		竜王 駅	2:00	軽車 13,000 大型 12,500 普通 10,000	
	J - 信玄塚とミレーの美術館コース 信玄塚【20分】→山縣神社【15分】→県立美術館【50分】→			2:00	軽車 13,000 大型 12,500 普通 10,000	
東花 輪 駅	K - 甲斐路南部名所めぐり →考古博物館【50分】→象牙美術館【20分】→山崎方代の里【10分】→太陽光発電所【15分】→		東花 輪 駅	3:00	軽車 19,500 大型 18,500 普通 15,000	

- 1 甲府・湯村エリアの範囲は次の通りです。詳細はお申し込みの際、ご確認ください。
甲府エリア=甲府駅を中心に半径1キロ圏内、湯村エリア=湯村温泉を中心に半径500m圏内です。
- 2 料金は前払いをお願いします。
- 3 拝観料、入館料、飲食代、有料道路料、駐車料等の費用は、別途お客様のお支払いとなります。
- 4 見学時間の延長、指定コース以外の箇所への立ち寄りはありません。
- 5 障害者等その他の割引はできません。
- 6 タクシーの車内は全車両禁煙です。
- 7 上記以外のコースについても、ご相談に応じます。お問い合わせ、お申し込みは裏面発地別のタクシー会社へどうぞ。

【鉄道と連携した観光タクシーの導入（駅から観タクン）】

鉄道利用者が駅から観光地へのアクセス向上とタクシーの利用促進を図るため、JR東日本八王子支社と連携し、甲府駅を起点としたタクシーで観光スポットを巡る「駅から観タクン」を整備した。



コース

・甲府名所巡り 善光寺コース（Aコース）

甲府駅 → 武田神社 → 甲斐善光寺 → かいてらす → 甲府駅

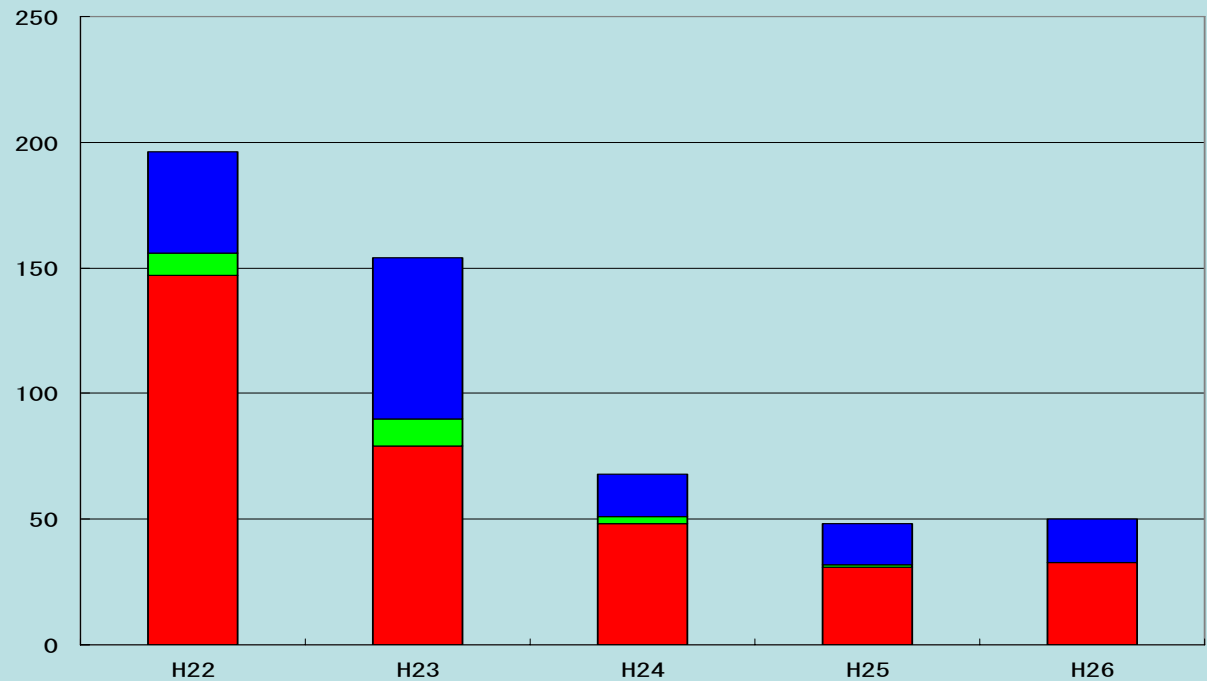
・甲府名所巡り 芸術の森コース（Bコース）

甲府駅 → 武田神社 → 県立文学館 → 県立美術館 → 甲府駅

・信玄公ゆかりの史跡コース（Cコース）

甲府駅 → 法泉寺 → 武田神社 → 円光院 → 信玄の墓 → かいてらす → 甲斐善光寺 → 東光寺 → 能成寺 → 長禅寺 → 甲府駅

■ Aコース ■ Bコース ■ Cコース



【観光タクシー乗務員認定制度の導入（山梨おもてなしドライバー）】

趣旨 山梨県タクシー協会と（社）やまなし観光推進機構は、基本的な接客・接客等のマナー・技術、山梨県に関する地理・歴史等の知識を備えたうえで、「おもてなし」の心を持ち、山梨の観光情報等を提供しながら、安全・快適にお客様を案内できるタクシードライバーを「**山梨おもてなしタクシードライバー**」として育成・認定する

- 内容**
- ・養成講座全5コマを全て受講し、最終日の試験に合格したドライバーを認定する
 - ・合格者に認定証・マグネットステッカーを交付する
 - ・山梨県の観光ホームページ「富士の国山梨観光ネット」上で、認定されたドライバーを紹介する

- 養成講座の内容**・山梨県に関する基礎知識（歴史・文化、基礎情報等）
- ・山梨県の最近の話題、映画・ドラマの撮影場所
 - ・最近の観光動向
 - ・各地域ごとの知識
 - ・接客接客について
 - ・あらゆるお客様に対するサービス（ユニバーサルサービス）

合格者数：	平成21年度	54名	
	平成22年度	32名	
	平成23年度	37名	
	平成24年度	27名	
	平成25年度	26名	
	平成26年度	30名	計206名



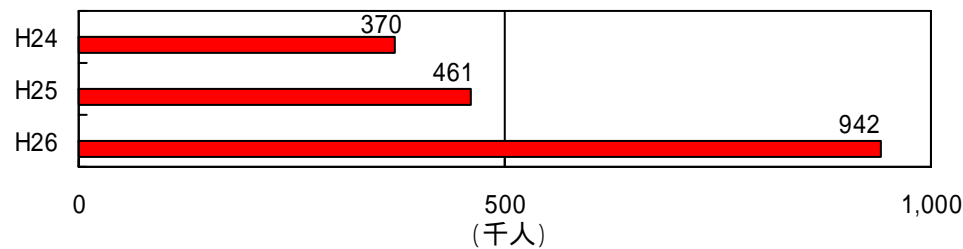
【やまなし観光推進機構HP】



【指差し外国語シート・外国語会話集】

富士山の世界文化遺産登録や南アルプス国立公園一帯のエコパーク登録などにより、本県を訪れる外国人観光客は年々増加しつつあり、外国人観光客に対し、乗務員が「おもてなし・思いやり」の心を持って気軽に対応できるよう3カ国語【英語・韓国語・中国語】による指差し外国語シート・外国語会話集を作成し、平成26年10月に県内全乗務員に配布した。

【山梨県に宿泊した外国人旅行客数】



【資料：やまなし観光推進機構】



【取組内容】

- ・ 山梨県警察と協定し、犯罪の発見並びに防止、徘徊老人や迷子を保護発見した場合、最寄りの警察署に通報する制度「110番協力タクシー」を実施している。
- ・ タクシー強盗については減少傾向にあるが、毎年1回山梨県警察と合同で防犯訓練を実施している。（平成26年12月実施）
- ・ 毎年1回山梨運輸支局と合同で年末の防犯パトロールを実施している。（平成26年12月実施）
- ・ コンビニエンスストアの駐車場にタクシー優先スペースを設けて、タクシー車両が夜間も出入りすることにより、犯罪防止に貢献している。

【110番協力タクシー】



被害者の保護

- ・ 被害者をタクシー車内に保護
- ・ 被害者から事情を確認

警察への通報

- ・ 被害者から確認した事情及び現在地等を会社に連絡
- ・ 会社から警察に通報

安全の確保

- ・ 警察からの指示に従い、被害者の安全確保

【防犯訓練】



【災害時における緊急輸送等に関する協定】

山梨県と山梨県タクシー協会は「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結し、大規模災害時にタクシーを使って傷病者・対策に動く県職員の輸送また、タクシー無線を使って災害・被害の状況の情報収集等を行う。

協定締結：平成25年3月21日



【犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定】

山梨県警察と山梨県タクシー協会・山梨県トラック協会・山梨県バス協会は「犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結し、ドライブレコーダの情報を提供し、犯罪抑止及び交通事故防止並びに犯罪や交通事故発生時の早期解決について相互に協力する。

協定締結：平成25年10月22日

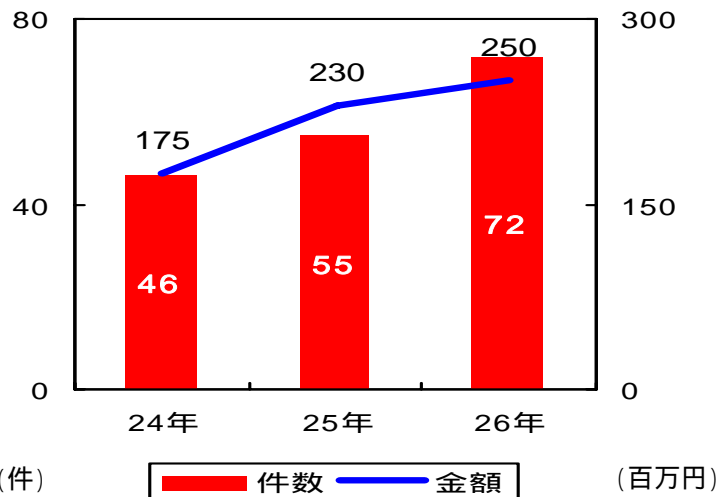


【振り込め詐欺の未然防止】

近年、高齢者を対象とした振り込め詐欺等の手口が一層巧妙化し、被害者を誘い出したり、犯人側が現金を手渡しで騙し取る際にタクシーが利用されるなど憂慮すべき状況にある。

山梨県警察本部発行の
振り込め詐欺等被害防止だより

山梨県内での振り込め詐欺【被害件数・被害金額】



【資料：山梨県警察本部】

平成27年2月28日
山梨日日新聞



H27.3 振り込め詐欺等被害防止だより 山梨県警察本部 生活安全企画課

◆◆平成27年2月までの振り込め詐欺等の発生状況等について◆◆

1 認知状況
平成27年2月までの振り込め詐欺など特殊詐欺の被害認知は、10件(前年同月比+6件)、被害総額約1,721万円(前年同月比-約77万円)となっています。
2月中は、オレオレ詐欺が5件、架空請求被害が3件発生しています。

	平成27年2月	平成26年2月	増減
オレオレ詐欺	5	1,450	1
架空請求被害	3	95	0
郵政基金詐欺	0	0	0
通信料金詐欺	2	228	0
その他の詐欺	0	0	0
合計	10	1,773	4

2 被害者年齢構成
被害者については、9割が女性で、6割が65歳以上の高齢の方となっています。

年齢	件数	金額
0歳未満	0	0
0歳～14歳	0	0
15歳～24歳	0	0
25歳～34歳	0	0
35歳～44歳	0	0
45歳～54歳	0	0
55歳～64歳	0	0
65歳～74歳	0	0
75歳～84歳	0	0
85歳以上	0	0
合計	0	0

3 月別被害未然防止状況
2月中は、山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨県民信用組合、JAバンクの各種等の対応により、14件(約3,480万円)の被害を未然に防止していただきました。手口は、オレオレ詐欺9件、架空請求詐欺2件、通信料金詐欺1件、金融商品等取引目詐欺2件でした。

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
金額(万円)	114	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	1,721

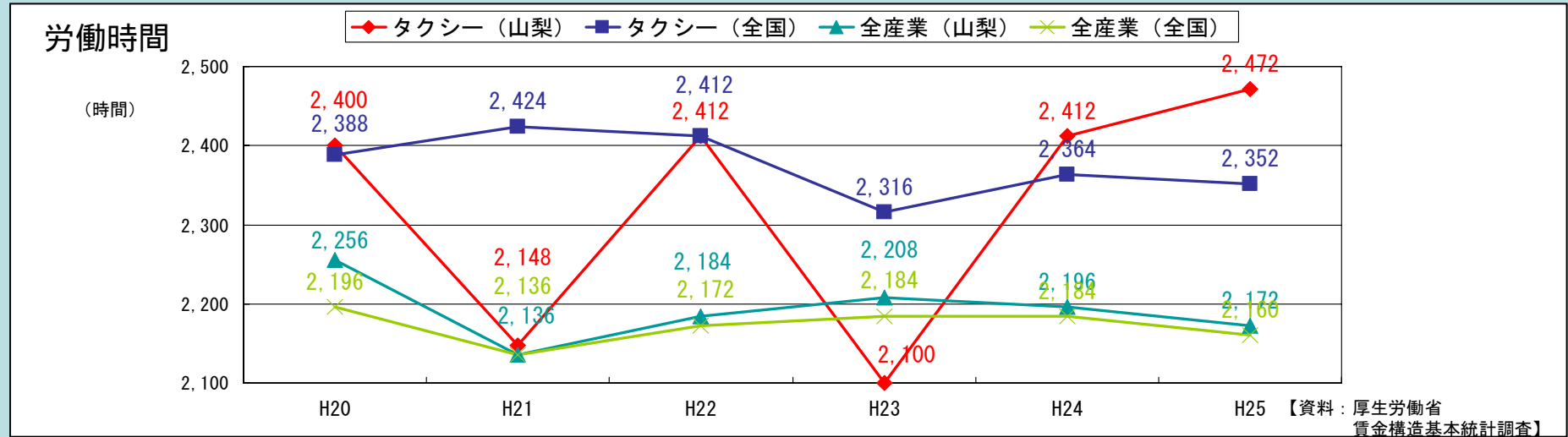
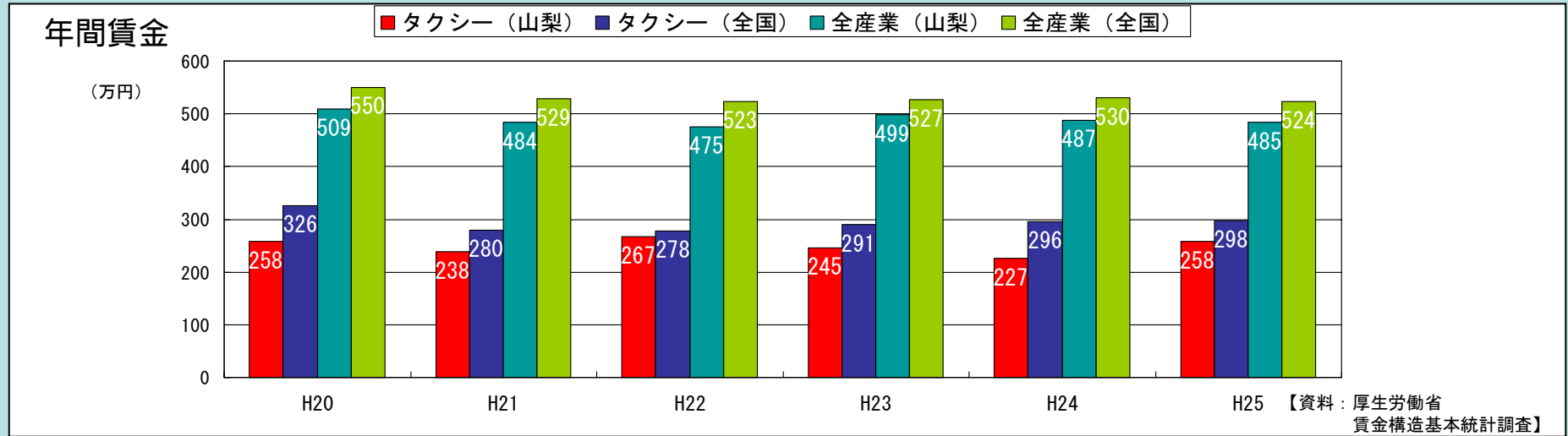
1 留意では、2月の「特殊詐欺撲滅のための取組強化期間」が1ヶ月延長し、3月も同取組強化期間とし、継続して各種対策を強化しております。これは、2月中、被害総額は昨年同時期より減少しているものの、被害件数が昨年を上回るペースで発生している状況等に鑑みたとの対応ですが、引き続き皆様方には対策への御理解と御協力をお願いいたします。
2 2月中の被害未然防止状況は、高認知の4件と大きな成果を上げていただきました。
○事例① 金融機関でのお客さま相談より未然防止した事例
○事例② 小売店のお客さま相談より未然防止した事例

① タクシー運転手が乗客の80代女性との車内での会話(息子から電話で「喉の調子が悪くて病院にいるが財布を無くした。仕事でお金が必要だから用意して欲しいと言われた。」という内容)からオレオレ詐欺を疑い、駅に向かうように求めた女性を説得して警察署に送り届けた。

山梨県振り込め詐欺撲滅ネットワーク事務局
山梨県警察本部 生活安全課 生活安全企画課 生活安全対策室

① タクシー運転手が乗客の80代女性との車内での会話(息子から電話で「喉の調子が悪くて病院にいるが財布を無くした。仕事でお金が必要だから用意して欲しいと言われた。」という内容)からオレオレ詐欺を疑い、駅に向かうように求めた女性を説得して警察署に送り届けた。

【運転者の年間賃金及び労働時間の比較・推移について】

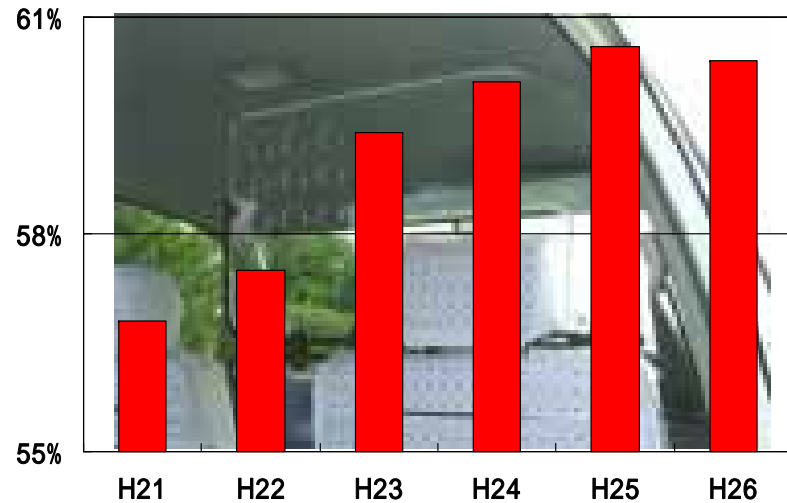


【取組内容】

- ・ 運転者の安全を守るために防犯ガラス、車内用の防犯カメラを積極的に導入している。
- ・ 最近では振り込め詐欺の犯人が、タクシーを利用して被害者宅を訪れ、現金を詐取するという手交型の事案が発生するなど予断を許さない状況にあることから、山梨県警察の指導のもと積極的に防犯対策を推進している。

防犯ガラスの設置状況

(設置率)



【山梨県タクシー協会調べ】

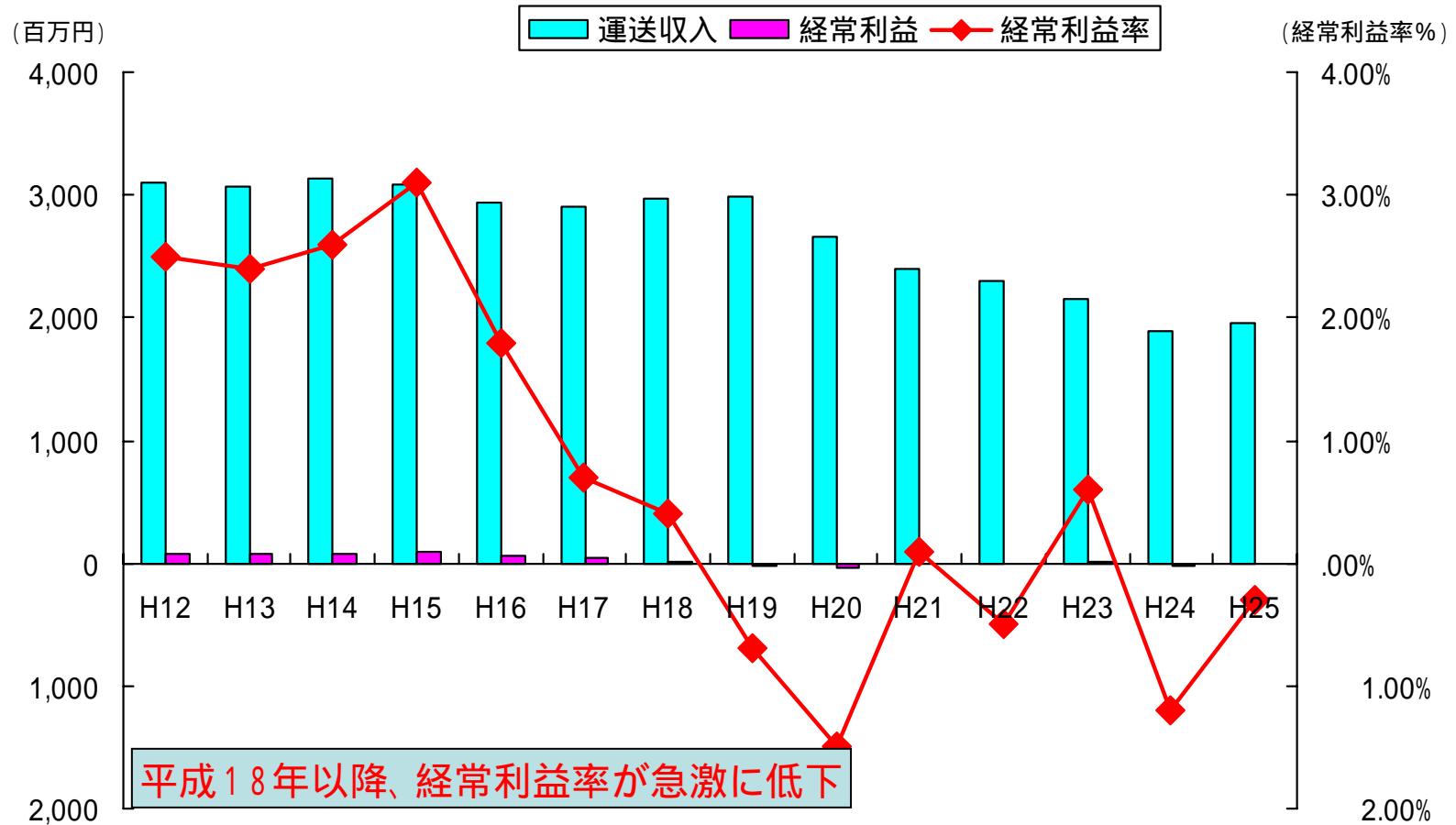
車内防犯カメラ

(設置率)



【山梨県タクシー協会調べ】

【タクシー運送収入と経常利益の推移】

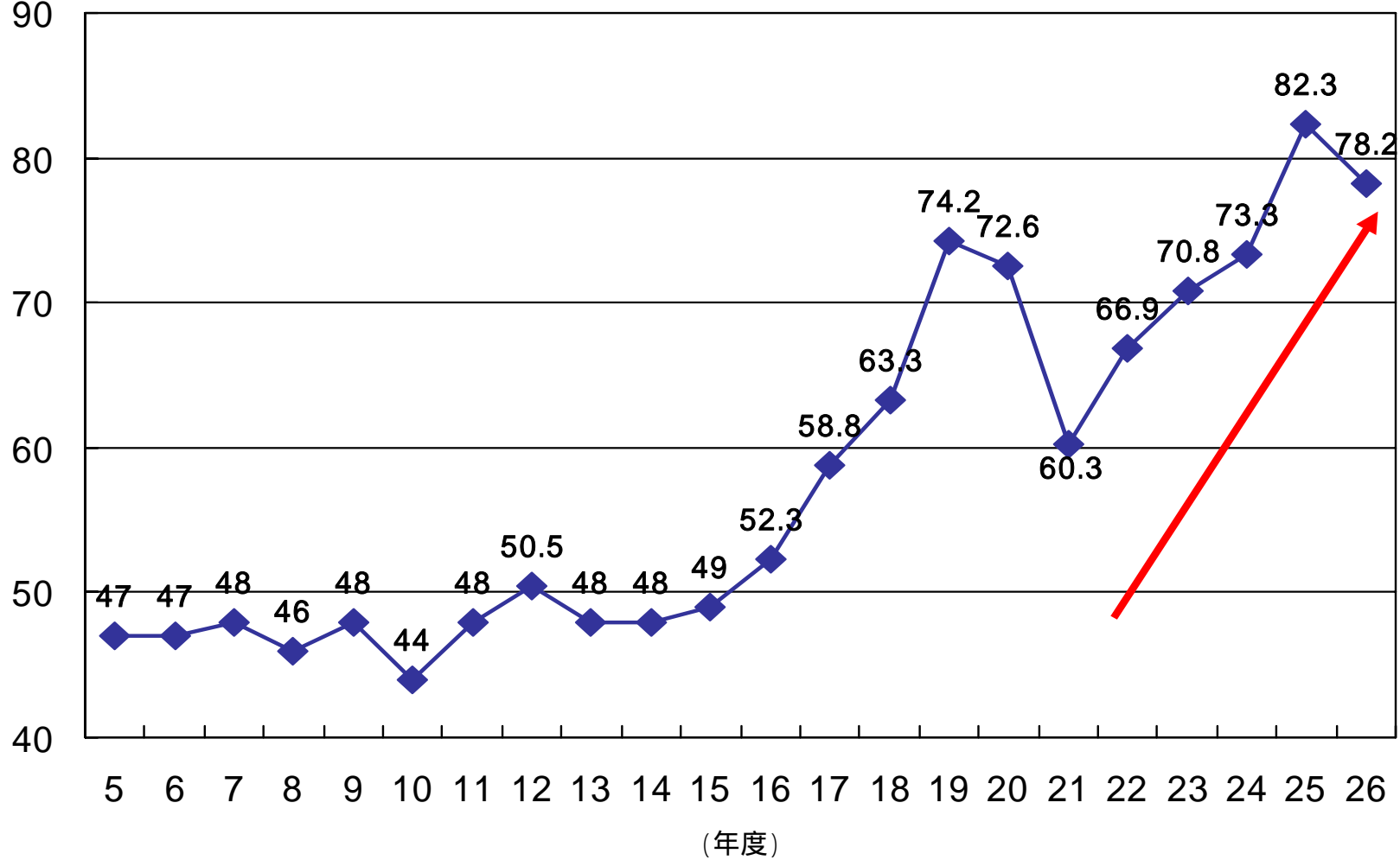


経常利益率 = 経常利益 ÷ 運送収入 × 100

【山梨県タクシー協会調べ】

【LPG価格の推移】

(円/リットル)



【山梨県タクシー協会調べ】

【バリアフリー教室への参加】

お年寄りや体の不自由な方が自立と社会参加の要請に適切に対応し、公共交通機関を円滑にご利用できるようにするための環境づくりを推進し、心のバリアフリー社会を目指すことを目的として、山梨運輸支局が主催する「バリアフリー教室」に協賛団体として参画している。

内容は、講義と体験学習

- ・ タクシー・バス車両を使つての車いす使用体験及び介助体験
- ・ 白杖・アイマスクをつけての視覚障害者の疑似体験及び介助体験

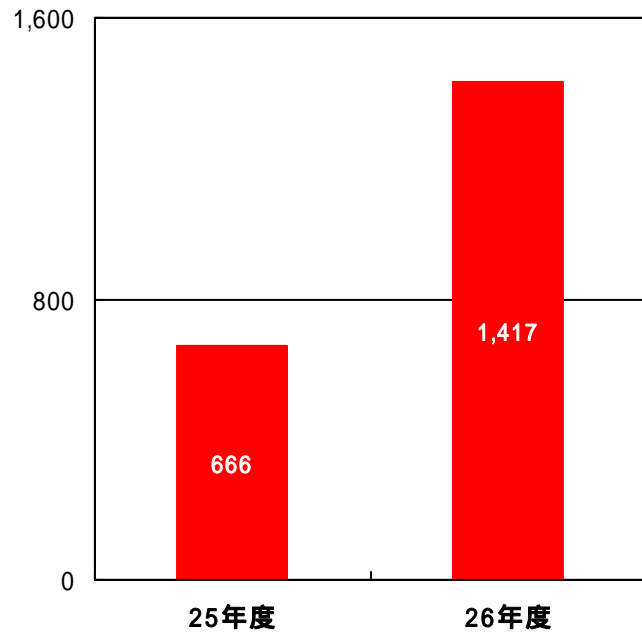
年度	月日	実施対象	人数	車両提供
平成22年度	10月8日	北杜市立高根東小学校 6年生	21名	福祉タクシー2両
平成23年度	10月14日	富士吉田市立下吉田東小学校 5年生	62名	福祉タクシー2両
平成24年度	11月1日	笛吹市立石和東小学校 4年生	37名	福祉タクシー3両
平成25年度	10月4日	笛吹市立一宮西小学校 6年生	61名	福祉タクシー3両
平成26年度	10月24日	北杜市立白州小学校 4年生	24名	福祉タクシー2両



【ワインタクシーの実施】

山梨県・笛吹市・甲州市・石和温泉組合・勝沼地区ワイナリー・JTB・やまなし観光推進機構・タクシー事業者が協力して、山梨県をワインツーリズムの聖地としてPRするため、石和温泉駅を起点に勝沼地区のワイナリーを周遊する乗り降り自由な回遊型乗合タクシーを運行して二次交通の充実と観光資源としての温泉とワインを有機的に結びつけ誘客数の拡大を図るものである。

ワインタクシー実績



ワインタクシー ホームページ



ワインタクシー チラシ



【自治体等と連携によるタクシー輸送】

- ・ 春の蔵出し！ワインバー
平成25年4月24日（金）～6月2日（日） 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・ 関東ろうあ者体育大会
平成25年6月21日（金）～23日（日） 小瀬スポーツ公園ほか
- ・ 地ビールフェスト甲府
平成25年7月26日（金）～8月4日（日） 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・ 日本皮膚悪性腫瘍学会芸術大会
平成25年8月8日（木）～11日（日） 甲府富士屋ホテル
- ・ エンジン01文化戦略会議オープンカレッジin甲府
平成25年11月28日（木）～12月2日（月） 甲市内各所
- ・ 全国障害者芸術・文化祭やまなし大会
平成25年12月6日（金）～8日（日） アイメッセ山梨
- ・ 春の蔵出し！ワインバー
平成26年5月23日（金）～6月1日（日） 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・ 地ビールフェスト甲府
平成26年7月26日（土）～8月3日（日） 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・ NCERフォーラムin山梨
平成27年1月31日（土）～2月8日（日） アイメッセ山梨ほか

各種大会・イベントの開催期間中にタクシー共通乗車券を作成し、大会関係者や参加者の方たちを駅から会場への輸送を担った。

甲府交通圏タクシー準特定地域
協議会地域計画の一部改正(案)
について

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の改正（案）ポイント

4．として、「改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標」を追加
以前までの目標をさらに深度化させていくことが必要不可欠であることから以下のものを追加しました。

- (1) 今後予定される東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けての目標の追記。
- (2) 運転者確保への対応を追記。
- (3) 新たな適正化車両数が公表されたことを受け、未だ上限値と乖離があるので更なる適正化の推進を追記。

改正タクシー特措法施行に伴う字句の修正。

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画（改正案）

平成22年 3月10日
一部改正 平成24年12月17日
一部改正 平成 年 月 日

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画

- 1．タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）
 - (1) 甲府交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割・責務
 - (2) タクシー事業の現況
 - (3) 取組みの方向性
- 2．タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況（略）
- 3．地域計画の目標（略）
 - (1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
 - (2) 安全性の維持・向上
 - (3) 環境問題への貢献
 - (4) 交通問題、都市問題の改善
 - (5) 総合ネットワークの一員としての機能の向上
 - (6) 観光立国実現に向けての取組み

- (7) 防災・防犯対策への貢献
- (8) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- (9) 事業経営の活性化、効率化

以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

4 . 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成 2 6 年 1 月 2 7 日付け特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3 . 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「(6) 観光立国実現に向けての取組み」では、平成 2 6 年 6 月に観光立国推進閣僚会議が取りまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2 0 1 4」において、2 0 2 0 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数 2 0 0 0 万人の高みを目指すとしている。山梨県においても富士山の世界文化遺産登録等により、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれる。
- ・こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2 0 2 0 年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。具体的には外国語接客接遇研修などを推進していくべきである。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられる。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成 2 6 年 7 月にとりまとめられたところである。新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みを積極的に始める必要がある。こうした取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成 2 7 年 1 月 2 3 日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、平成 2 7 年 1 月 2 7 日には、関東運輸局から甲府交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率 8 0 % 又は 1 3 年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率 9 0 % 又は平成 1 3 年度のいずれか高い数値により、3 6 6 両 (実働率 8 0 %)、3 2 5 両 (実働率 9 0 %) が示されたところである。
- ・これに基づき平成 2 7 年 3 月末の車両数 3 9 6 両からすると実働率 (8 0 %、9 0 %) により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ 8 . 1 %、1 7 . 9 % の乖離があり、上限値と比べても 3 0 両の差が認められ、各事業者においては、更なる適正化に向けた取り組みを推進する必要がある。

5 . 地域計画の目標を達成するために行う活性化事業その他の事業及び実施主体に関する事項 (略)

- (1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
- (2) 安全性の維持・向上

- (3) 環境問題への貢献
- (4) 交通問題、都市問題の改善
- (5) 総合ネットワークの一員としての機能の向上
- (6) 観光立国実現に向けての取組み
- (7) 防災・防犯対策への貢献
- (8) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- (9) 事業経営の活性化、効率化

活性化事業計画を進めるに当たって留意すべき事項